

# 那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成22年度第2回（定例会）

署名人 有銘寛之

委員長 田端温代

開催日時 平成22年4月22日（木） 開会 午前10時00分  
閉会 午前11時40分

開催場所 那覇市教育委員会 第1会議室

出席委員 田端温代委員長、有銘寛之委員、金城真徳委員、  
城間勝委員、城間幹子教育長

## 議 案

第2号 平成22年度那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について

第3号 那覇市社会教育委員の解嘱について

## 報 告

- ・ 市立幼稚園の今後のあり方及び適正規模について
- ・ 那覇市営奥武山体育施設の整備事業の結果について
- ・ 若狭公民館の一部業務委託団体審査結果について

## 出席職員

新城和範生涯学習部長、盛島明秀学校教育部長、佐久川馨生涯学習副部長  
澤岨郁子こどもみらい部長、宮城實こどもみらい副部長、東恩納隆栄総務課長、  
伊良皆宜俣市民スポーツ課長、池間生子教育研究所長、宮内勇人生涯学習課長、  
名嘉原安志教育研究所指導主事、稲福喜久二こども政策課主幹、比嘉康裕生涯学習課主査

会議録作成 仲間稔総務課主査

田端委員長 ただいまから平成22年度第2回教育委員会会議定例会を開催いたします。  
本日の会議録署名は有銘委員にお願いいたします。  
では、議案第2号「平成22年度那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

学校教育部長 提案  
教育研究所長 説明

田端委員長 ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。  
では、私の方から質問ですが、西村貞雄先生は再任ですが、何期目ですか。

教育研究所長 4期目が終了しますので、5期目です。

田端委員長 他にご質問ありますか。よろしいですか。  
では、議案第2号「平成22年度那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について」原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし。

田端委員長 続きまして、報告「市立幼稚園の今後のあり方及び適正規模について」こども政策課よりお願いします。

こどもみらい部長 報告  
稲福主幹 説明

田端委員長 ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

金城委員 2年保育が実施されているところがありますか。

稲福主幹 平成15年度から2年保育と4歳児の受け入れをスタートしておりまして、現在14園で2年保育を実施し、年々拡充しております。

金城委員 大変いいことですね。これから広げて行くのですか。

稲福主幹 アクションプランの中で平成24年度まで順次拡充して、教室の問題等もありますので、そこら辺も確保しつつ拡充に取り組んでいきます。

城間委員 3ページ③保育時間の延長とありますが、全幼稚園で延長を行っているのですか。

稲福主幹 昨年から全園で週3回以上、14時までの保育時間の延長を実施しております。週5日、14時までということで、園の取り組みで実施している園もありますが、最低基準としまして週3回以上は全園で実施されております。

城間委員 延長時間を延ばすことは考えていますか。

稲福主幹 基本的には保育時間で、それ以上につきましては、預かり保育という形で希望する方を対応しております。共通の保育時間は14時までということで実施しております。

田端委員長 よろしいでしょうか。他にご意見等ございましたらお願いします。

有銘委員 答申の結論として、25名を一つの適正規模として、それを受けて計画書の決定に至ったと思いますが、現時点で適正規模に達していないところ、言葉は悪いですが、統廃合するようなところは、なるべく25名に近づけていく、増やして

いくというプランで認識してよろしいでしょうか。

稲福主幹 本市における現状としては待機児童ということで就学前の子ども、行き場がない状況がありますので、できるだけその子どもたちに幼児教育の充実をしてから、子どもを核に取り組むべきであるということから、これらの施策をしたうえで、それでも満たせない場合については休園、統廃合も考えていくということで、まずは幼児教育の施設の確保等、拡充を取り込むということでのご意見受けております。

田端委員長 よろしいでしょうか。では私の方から2点質問です。1つは閉鎖しなければいけない幼稚園がいくつあるのか。もう一つは保護者の立場ですが、家庭の形態が変わって、この幼稚園制度が沖縄にスタートした時点においては、お母さんが家に居て子どもを幼稚園に送るみたいな感じがずっと続いている訳ですが、とても就労形態が変わってしまって、延長保育、預かり保育と名前が変わってすっきりとしない。それはどこに来ているのだろうと思ったときに、ネックとなるのが給食。お昼ご飯の問題もあると思う。その場合、那覇の子ども達と絞った時に、お隣の学校に給食は配置されるが、私たち幼稚園のお弁当の問題がクリアできれば那覇市内で預ける保護者がいらっしゃるだろうか、というのは私は公的な幼稚園に通っていただく親御さんに対して家庭教育を進めていく、子どもだけではなく親御さんを育てる施設であってほしいと思うのが非常に強いので、そのあたりは無理なことでしょうか。

稲福主幹 1点目についてきまして、資料の16ページをご覧ください。資料の16ページ上の方ですが、色が塗られている箇所が単学級、1学級の園の推計となっております。平成5年度に壺屋幼稚園が初めて33人と単学級になりまして、年度が増えるごとに単学級の園が増えてきています。平成21年度は壺屋幼稚園が11名と著しく集団規模が低い状況が生まれおります。その他にも前島、久茂地なども20名の前半ということで集団規模ができております。現在は正確な数字はでていませんが、今、壺屋は13、前島も13から14で推移しているとの報告を受けていまして、やはりあの地域における小規模化は学級数は著しく小さくなってきております。あと1点、給食につきましては、子どもを取り巻く環境、社会的な変化で親御さんも弁当持参という負担が増しているということは認識しております。現在、一つの方法としまして、預かり保育を実施することにつきましてはケイタリングを保護者の方で、こちらから給食を提供できない現状がありますので、ケイタリングの紹介、保護者の契約の下にお弁当の支援という形で、平日の週2回または3回お弁当を実施していますが、希望すればケイタリングを選択することができます。さらに一番近い施設に給食機能がありますので、そこから提供可能か、また別の制度での幼稚園に対する給食制度の導入などできないかということ今年度は重点的に検討していきたいと考えております。

田端委員長 ありがとうございます。他にご質問等はありませんでしょうか。  
「市立幼稚園の今後のあり方及び適正規模について」報告を了承したいと思います。

では次に進めたいと思います。次は「那覇市営奥武山体育施設の整備事業の結果について」報告を受けたいと思います。

生涯学習部長 報告

市民スポーツ課長 説明

田端委員長 詳しい奥武山の歴史から新しい施設の説明を受けましたが、何かお聞きしたい点がありますか。

城間委員 奥武山運動公園の陸上競技場は県の財産と聞きますが、野球場だけが那覇市の財産なのか。どの範囲が那覇市の財産でしょうか。

市民スポーツ課長 奥武山総合運動公園の土地自体は国有地、県有地、自治有地、私有地となっております。沖縄セルラーパーク那覇と沖縄セルラースタジアム那覇につきましては、県有地と国有地になっております。野球場と屋内運動場の地域については県の方から都市公園法の5条2項の申請をしまして野球場と屋内運動場の一帯につきましては県の方から野球場の建設許可、管理する許可を10年間許可をいただいております。それ以外の部分につきましては県の方が運動公園として、陸上競技場、武道館、少年野球場、プール、テニスコート、多目的広場などございますが、これにつきましては県の体育施設という形で県の教育委員会が管理しております。それ以外の広場等につきましては、県の都市公園モノレール課というところが管理しております。那覇市の今後としましては陸上競技場を整備していく予定をしているところですが、その完成の予定の部分、平成28年くらいに全面返還をしたいという形の計画になっております。

城間委員 県の財産ということだったので、市として完全にもらえる方法はないのか。

生涯学習部長 今後、社会体育施設としての整備というのが出てきますが、目玉となるのがサッカー場の機能の置かれた複合施設という構想が市長の案であります。野球場と同じような考え方がありますが、無償での使用ということになります。さらにその先には全施設を那覇市で管理するようなことについてはまだ話が進んでいません。

田端委員長 ありがとうございます。他にないでしょうか。

金城委員 指定管理で自主運営できるのか。採算がとれるようなイベントが持ち込めるのか。那覇市からだいぶ負担過重にならないか。どうしても芝生の部分が使えない。土の部分でしかイベントができないとなると、イベントの種類にも限られてくると思うのですが、そういったことはどうなのでしょう。

市民スポーツ課長 現在、那覇市体育協会と協定結んでいますが、私どもが試算しましたところ収入支出の差額が約1億1千万円で、那覇市の方から指定管理料として約1億1千万円査定していましたが、独自で査定し提案して、一番安いところが那覇市体育協会です。7千8百万円でした。もちろんこれは那覇市が出していく金額ですが、最終的に収入と支出をみまして、その不足分を那覇市が指定管理料として支払うのですが、7千8百万円と一番安い金額を提示したのが那覇市体育協会でした。野球場、屋内運動場につきましてもスポーツレクリエーション施設としての活用も予定しておりまして、この中で自主事業としてやっていく部門もありまして、基本的にはこの自主事業をする際にはイ

イベントだけではなく各スポーツ大会など、特にイベントの誘致については独自に体育協会と話し合っていてやっていく状況です。もう1点、野球場の中で芝生が使えないということですが、これは使えないということではなくて、使うことは可能ですが、現状回復というのが条件ですので、芝生を使った場合には当然荒れてきます。それを現状回復すると、また何千万とイベント主は支出しなければいけないので、やはりこれは使うには厳しいということがございます。ですから私どもも使用する場合は内野グラウンドのところを活用してイベント等は対応できます、という形でさせていただいています。

金城委員 体育協会の方には民活で営業を目的とした民活の知恵なども入っているのでしょうか。

生涯学習部長 指定管理者制度の趣旨ですが、市民サービスをいかに向上させるかということで企業の経営ノウハウの導入、その結果、殖財にもつながるとというのがこの趣旨。それから指定管理者制度ということで今回公募して、結果的に那覇市体育協会が指定管理者となりました。那覇市体育協会は儲けを念頭においている訳では必ずしもないように見受けられます。つまり、この体育施設を維持管理することを前提にしますけど、必ずしも大きな利益をあげるということで今回望んだわけではないと思います。したがって最低限度の維持管理を行い、その結果7千8百万円という、当初の1億1千万円より低いコストで落ち着いた。しかもネーミングライツで年間千2百万円収入がありますから差し引き6千6百万円、これが無条件に管理のために那覇市が毎年、3年間ですが出していくお金です。それがきちっとできるだろうということで選定したのですが、これが必ずしもスポーツイベントではなくて、例えば音楽コンサートだとか、その他イベントで収入となりますが、この収入は結果的にどこに入るかという指定管理者なんですね。那覇市には入らない。それがその結果うまく管理運営ができて収入が上がったら3年後4年後に改めて指定管理者を指定します。その時に結構収入が入ると思ったら、もっと指定管理料下げます。7千8百万円から。那覇市としてはそれを期待していますが、それは3年間の管理運営次第となります。それからもう一つ構造上の制約要因があります。例えば奥武山の野球場ということで期待感はもちろん大きいですし、観光地域も近いし、地域への活性化もありますが、やっぱり野球場なんです。そこから制約要因があるわけです。芝生の問題にしても構造上の問題にしても。そういった中でどこまでが用件が耐えられるか。これを中止してください、など。そういった意味では今後この奥武山野球場がこういった管理運営の結果ということは市全体の話にもなりますし、そのためには、報告には無かったのですが、全庁支援体制ということで活性化委員会という組織を立ち上げています。環境部門、都市計画部門、企画部門などそういった中でバックアップしていこうということで作業を進めております。

金城委員 那覇市の持出しが7千8百万円。これ以上なってしまうと財政の圧迫にもつながりますし、野球の運営にも支障がでます。どうしても民活を入れた知恵を出していただ

いて、そこからある程度自主運営できるような方法はどうでしょう。

生涯学習部長　なぜ体育協会なんですか。もっと民間の企業でなくてはならないのでは、というのが議会サイドから強い意見がでまして、それを2月1日付けで臨時市議会を立ち上げたのですが、単独のこの案件についての臨時市議会でした。かなり困難でしたが、なぜ体育協会か、体育協会ありきではなかったか。と申しますのは、スポーツ振興審議会が選定しますが、その審議会のメンバーがそのスポーツの専門家が体勢を占める、おのずとそこになるという見方もありまして、そういった中で企業のノウハウが生かされないのでは、今回の奥武山野球場の建設にあたってはその趣旨が生かされていないのでは、という意見がありました。そういった中で今の結果になっていますが。だからこそ、今後3年間の管理運営がどのように推移するのか非常に議会サイドも注目しています。そういった意味では大きな課題が市民スポーツ課にはあるということです。

田端委員長　よろしいでしょうか。

有銘委員　今まで漠然と県から市に移ったというお話で、県からの使用許可、管理許可を得ているというお話でしたが、これは土地の使用区面の許可という風に認識して、建物自体の所有者は県になるのでしょうか。

市民スポーツ課長　建物については那覇市が建設しますので那覇市営です。土地公園法の中では土地公園を管理する者以外の者が中に物を作ったり、管理をしたりすることができるというのがございまして、その使用許可を土地公園の管理者から許可を受けて建物を作ったり、ある建物を管理したり、その部分が土地公園法の5条2項の許可を受けて、那覇市が作って管理しているということでございます。

有銘委員　土地に関して県の方から無償貸与、無償使用しているが、ネーミングライツに関しては違法的なもの、県とか根回しはされているものなのですか。そもそも発生しないものですか。

市民スポーツ課長　ネーミングライツの件ですが、先ほども申し上げました通り土地に関しましては県有地と国有地などになりまして、大部分は国有地であります。ネーミングライツの部分につきましても県の国有地条例との兼ね合いもありまして、都市公園モノレール課と調整してきた経緯がございます。

田端委員長　よろしいでしょうか。では私の方から感想ですが、ずっとこの奥武山公園の流れを考えまして、感動を覚えました。土地、建物、それが国であり、県であり、市であり民有地がある権利関係が錯綜しながら昭和34年からスポーツの場所として整備されてきた訳ですが、その結果が今度の興南高校の全国優勝で、沖縄県が全国に誇れる野球を行いました。そのことが社会情勢が不安定な中で子ども達に勇気を与えてくれ、希望を与えてくれ県民全体に大きな感動を与えてくれている訳ですが、では沖縄県内の人たちだけに感動を与えたかということ、沖縄県から飛び出していった人たちがたくさんいる。その人たちにいわゆる行政の方々、それは県、那覇市、国の方々が複雑な調整関係を重ねながら長い歴史でこれが実現できたと思うと一市民として感謝をしたいと思っております。これからサッカー場が計画されたり、限られたスペースですが、

これが教育の原点のような気がします。スポーツの感動が伝わってくるの見てますと、こういうことが教育行政ではとても大事なことだと思っています。ぜひ子どもたちに勇気と希望を与えるような行政サービスを実施していただきたいと思っています。「那覇市営奥武山体育施設の整備事業の結果について」報告を了承したいと思います。では、続きまして議案第3号那覇市社会教育委員の解嘱について生涯学習課からよろしくをお願いします。

生涯学習部長 提案

生涯学習課長 説明

田端委員長 この件につきまして質問ございますでしょうか。

有銘委員 解嘱と関連していると思いますが、次の報告事項でNPO代表となっていることについて、教えていただけますでしょうか。

生涯学習課長 ご指摘の通り、今回、若狭公民館の運営の一部委託をすることになりました。

田端委員長 では報告と一緒に受けましょうか。「若狭公民館の一部業務委託団体審査結果について」説明をお願いします。

生涯学習課長 説明

田端委員長 議案第3号「那覇市社会教育委員の解嘱について」、今の報告を受けた理由で議決してよろしいですか。

全 員 異議なし。

田端委員長 では、報告に関して質問がありましたら、よろしくをお願いします。

金城委員 どうしても辞めないと業務委託団体にはなれないのですか。

生涯学習課長 必ず解嘱しなければならない法律等はないと思いますが、業務を委託する場合、委託する側と委託される側の関係があります。社会教育委員はそういったものを調査したり、指導したりする立場にありますので、あまりよろしくないということがあります。

金城委員 早川さんは社会教育委員をされて長いですね。

生涯学習課長 3期目に入っておられましたので、1期が2年ですので、5、6年ほど務めたことになります。

田端委員長 よろしいでしょうか。ほかに質問ありますかでしょうか。

城間委員 一部委託について、具体的に説明をお願いします。

生涯学習課長 ほとんど全部になりますが、業務の中で予算の執行、使用料の徴収については運営団体ではなく、職員が行うことになっていまして、職員直営の館長がいます。そういうことで全部ではなく、一部ということになっております。

田端委員長 よろしいでしょうか。ほかに質問ありますかでしょうか。

金城委員 業務委託は那覇市公民館で何件ありますか。

生涯学習課長 最初に運営委託しましたのが繁多川公民館と繁多川図書館でございます。平成17年から運営委託しております。ですから公民館では2番目となります。

田端委員長 よろしいでしょうか。ほかに質問ありますかでしょうか。

有銘委員 応募期間はわかりますが、具体的な応募の方法を、どのような告知をされたのでしょうか。

生涯学習課長 公募のあり方ですが、具体的に申し上げますと、運営一部委託の仕様書、契約書を作りますが、団体選定に係る手続要項を作って、その要項に基づいて団体選定委員会要項とか団体募集要項を作っております。その中で応募募集企画提案書の業務作成要領を作りまして、こういった形で提案だされて、市民の友やマスコミ等を通じて応募をしたところで、それ以外にもNPO活動支援センターにもこういったものを持っていきまして募集していますと呼びかけをしたところです。後は説明会を2月3日に行い、要件を満たす内容の説明をもらって、プレゼンテーションを行ったという流れでございます。

田端委員長 よろしいでしょうか。では私の方から1件。全庁的にこのような施設は民間委託だと伺っていますが、他の公民館、図書館について予定がありますか。

生涯学習課長 平成15年に地方自治法令の一部改正により公の施設に管理者の導入ができることになりましたが、本市でも指定管理者制度の導入に関しての指針が平成16年5月に市長決裁で出ております。それを基に我々教育委員会としても社会教育施設の指定管理者導入に関して是非を議論してまいります。内部検討委員会を立ち上げ、その中で平成19年3月に指定管理者制度導入に関する検討結果報告書というのを図っております。その中で2つの問題、課題があるということで保留するという事になっております。2つの課題を大きく分けると、1つは受け皿がない。もう1つが公民館の性格からしまして部屋を貸すだけではなく、ただ事業をやる、できる訳でもありません。地域のためになにができるか、重要事項、課題事項さまざまなニーズにあった事業があるので、ただ単に委託をすればいいということではないため、公民館、図書館は当面は直営としてあるが、当該施設以外の民間活用等の積極的な活用の中から引き続き今後の指定管理の動向を研究し、検討していくという話がなされています。そういうことがありまして、一部運営の委託、非常勤館長、そういったことをやってきました。さきほど申し上げた受け皿の問題がありますが、非常勤館長または受託していただく団体が見つかってくれば検討していくという考え方があります。

田端委員長 ありがとうございます。慎重に進めていただきたいと思います。  
では、「若狭公民館の一部業務委託団体審査結果について」報告を了承したいと思います。

以上をもちまして平成22年度第2回教育委員会会議を終了します。おつかれさまでした。